

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選  
定基準」中一部改正

1.(4)を横線のとおり改める。

(4)申出者が持株会社等(銀行持株会社、証券取引法第59条に定める証券会社を子会社とする持株会社金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第56条の2に定める金融商品取引業者等を子会社とする持株会社および前二者と同様の経営管理機能を有するその他の親会社のうち、本邦に所在し、考査に関する契約の締結先でない者をいう。)を有する場合には、次の条件を全て満たすこと

以下略(不変)

2.および3.を横線のとおり改める。

2.上記1.(1)を踏まえ、日本銀行の当座預金取引の相手方の範囲を、次の各号に掲げるものとし、具体的には、当面、銀行、長期信用銀行、外国銀行支店、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、証券会社金融商品取引業者(金融商品取引法第28条に定める第一種金融商品取引業のうち同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者に限る。以下同じ。)、証券金融会社、外国証券会社、短資会社、証券取引所金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条に定める金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を含む。以下同じ。)および銀行協会(集中決済制度(参加者の他の参加者に対する債権および債務を集中して決済する制度をいう。以下同じ。))の運営主体であって法人格を有するものに限る。以下同じ。)の中から、当座預金取引の相手方を選定するものとする。

以下略(不変)

3. 上記1.(1)および1.(2)のうちの「経営の内容」については、自己資本の充実の状況を判断の基準とする。さらに、申出者が証券会社および外国証券会社金融商品取引業者である場合には、市場における取引規模を、申出者が金融商品取引清算機関および銀行協会である場合には、申出者が運営する集中決済制度の安定性および効率性を併せて判断の基準とする（基準の細目は別表）。

別表中、2.を横線のとおり改める。

2. 申出者が、組織再編により既存の当座預金取引の相手方の事業の全部を承継する場合（既存の当座預金取引の相手方が外国証券会社である外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」という。）の場合には、申出者が、当該外国証券会社外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合を含む。）であって、申出者との当座預金取引の開始が、既存の当座預金取引の相手方との当座預金取引の継続と同視しうると日本銀行が認めるときは、下表の基準を適用することなく、要件を満たすものとして取扱います。

以下略（不変）

別表中、イ.からハ.までを横線のとおり改める。

	イ. 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会および労働金庫連合会
信用力	<p>（申出者が既に初回の決算を行っている場合）</p> <p>申出者につき、当該先が属する業態にかかる各業法に基づき算出された連結および単体自己資本比率が、直前の決算期末（中間期末を含む。本欄において以下同じ。）において、国際統一基準が適用される先については8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>（申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合）</p> <p>申出者が、新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算（中間決算</p>

	<p>を含む。)を行っていない場合には、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。この項において以下同じ。)期末の連結および単体自己資本比率の見込み計数が、各決算期末毎に、国際統一基準が適用される先については8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>
--	--

	<p>ロ. 外国銀行支店</p>
信用力	<p>(申出者を有する外国銀行が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p>当座預金取引の開始を申出た外国銀行支店(本欄において以下「申出者」という。)を有する外国銀行につき、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制であって当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率(当該母国において該当する規制が存在しない場合には、銀行法に準じて当該外国銀行にかかる自己資本比率を算出させ、その値を利用できる。本欄において以下「自己資本比率」という。)が、直前の決算期末(中間期末を含む。本欄において以下同じ。)において、8%以上であること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、<u>当該直前の決算期末以降</u>の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>(申出者を有する外国銀行が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>申出者を有する外国銀行が、新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算(中間決算を含む。)を行っていない場合には、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。この項において以下同じ。)期末の自己資本比率の見込み計数が、各決算期末毎に8%以上であること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>

	<p>ハ. 証券会社および外国証券会社金融商品取引業者(外国金融商品取引業者においては、在日拠点全体の合算額で判断する)</p>
信用力	<p>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p>(1)申出者につき、直前の決算(中間決算を含む。本欄において以下同じ。)期</p>

末において、証券取引法金融商品取引法に基づく証券会社の自己資本規制金融商品取引業等に関する内閣府令に定める「固定化されていない自己資本の額」を「リスク相当額」および公社債売買にかかる再調達コスト（計算式は表の欄外下記。）の和で除した値（本欄において以下「自己資本比率」という。）が200%以上であって、かつ直前の決算における営業損益（年度決算においては、下半期の値とする。本欄において以下同じ。）の値が正であること。

但し、申出者がこれらの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

(2)~(3)略(不変)

(4)(1)において、申出者の直前の決算期末における自己資本比率が150%以上200%未満の場合であっても、申出者が外国証券会社外国金融商品取引業者であって、その支配会社が日本銀行に対し、申出者が日本銀行に対して負う一切の債務を保証する旨（本欄において以下「債務保証」という。）を約したときは、当該直前の決算期末における自己資本比率が200%以上であるとみなす。

但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該支配会社の信用力に問題があるときまたは(2)の取扱いを行うときはこの取扱いを行なわない。

(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)

申出者が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。この項において以下同じ。）期末の自己資本比率の見込み計数が、各決算期末毎に200%以上であり、かつその支配会社が自己資本比率維持を約すること（当該支配会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わない。）

但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

(申出者が証券会社金融商品取引業者(外国金融商品取引業者を除く。))であって、組織再編により外国証券会社外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合)

外国証券会社外国金融商品取引業者が日本銀行の既存の当座預金取引先

	<p>(その支配会社が日本銀行に対し債務保証を約しているものに限る。本欄において以下「特定当座預金取引先」という。)であり、かつ、上記2.に定める組織再編後の申出者の営業、資産および負債の内容(本欄において以下「営業の内容等」という。)が特定当座預金取引先の営業の内容等と同視しうると日本銀行が判断した場合には、申出者が初回の決算を行っているか否かにかかわらず、特定当座預金取引先の決算を申出者が行ったものとみなし、特定当座預金取引先の自己資本比率および営業損益の値を申出者の自己資本比率および営業損益の値とみなす。</p>
市場プレゼンス	<p>(申出が営業開始日の1年3ヶ月後の日の属する月以降&lt;当該月を含む。&gt;に行われた場合)</p> <p>申出者が当座預金取引開始を日本銀行に対し申請した日の属する月(本欄において以下「申請月」という。)の前々月から起算した過去1年間の月平均公社債売買額(先物、オプション、現先取引および金銭を担保とする債券貸借取引によるものを含む。本欄において以下同じ。)が、既存の当座預金取引先である証券会社(外国証券会社を含む。)金融商品取引業者につき同じ方法により算出した公社債売買額の下位20社の平均値(億円未満四捨五入。本欄において以下「平均値」という。)を上回ること。但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>(申出が営業開始日の3ヶ月後の日の属する月以降&lt;当該月を含む。&gt;1年2ヶ月後の日の属する月以前に行われた場合)</p> <p>略(不変)</p> <p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または申出が営業開始日の2ヶ月後の日の属する月以前に行われた場合)</p> <p>略(不変)</p> <p>(申出者が証券会社金融商品取引業者(外国金融商品取引業者を除く。))であつて、組織再編により外国証券会社外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合)</p> <p>略(不変)</p>

以下略(不変)

別表中、二．をホ．に改め、次の二．を加える。

	二.金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条に定める金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を含む。)
信用力	<p>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p>直前の決算(中間決算を含む。)期末において、申出者がその業務を健全に遂行するに十分な水準の自己資本を有していると認められること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末における自己資本の見込み計数が、申出者がその業務を健全に遂行するに十分な水準にあると認められること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>
集中決済制度の安定性および効率性	<p>次の条件が全て満たされること。</p> <p>申出者の運営する集中決済制度(参加者の他の参加者に対する債権および債務を集中して決済する制度をいう。以下同じ。)の決済の全部または一部が日本銀行に開設する当座預金口座を介して行われること。</p> <p>申出者の運営する集中決済制度の決済の全部または一部を、申出者が日本銀行に開設する当座預金口座を介して行うことが、金融機関の間で行われる資金決済の安定化および効率化に資すると日本銀行が認めること。</p>

別表中、ホ．を横線のとおり改める。

	ホ.銀行協会
信用力	<p>直前の決算期末における資産の総額から負債の総額を控除した金額が正であること。但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、<u>当該直前の決算期末以降</u>の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>

集中決済制度の安定性および効率性	<p>次の条件が全て満たされること。</p> <p>申出者の運営する集中決済制度（参加者の他の参加者に対する債権および債務を集中して決済する制度をいう。以下同じ。）の参加者であって他の参加者に自己の債権および債務の決済を委託していないものの全てが、日本銀行と当座預金取引を行っていること。</p> <p>略（不変）</p>
------------------	---